

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
117	本牧市民プール再整備事業入札説明書	1	24	3 (2) ア (イ)	提供公園が対象施設として整備することになりますが、貴市が要望する最低限の仕様がありましたらお教えてください。	本事業において整備する提供公園に関する事項については、要求水準書_第2_3_(2) (23頁)、提供公園の性能等に関する事項については、要求水準書_第3_2_(4) (61頁) に示すとおりです。
118	本牧市民プール再整備事業入札説明書	6	1	3 (8) 本事業の事業期間	計画提案に基づいて公有地貸付契約を締結した日から本事業の事業期間を超えて50年未満の期限内でありますが、当初契約は令和14年3月31日迄でその後、延長する場合は事業終了日の2年前までに申出があった場合、協議の上変更契約をするとの考えで宜しいでしょうか。	付帯事業の期間については、公有地貸付契約を締結した日から本事業の事業期間終了日までを原則とします。 ただし、計画提案に基づいて本事業の事業期間の終了日を越えて50年未満の期限内で付帯事業の事業期間の終了日を提案することができます。この場合は計画提案に基づいた付帯事業の事業期間に応じた公有地貸付契約を締結することになります。 また、付帯事業の事業期間の終了日を本事業の事業期間の終了日としている場合において、当該終了日の2年前までの申出により、付帯事業の事業期間を本事業の事業期間の終了日を越えて延長する旨の申出を行い、本市と協議の上、本市が認めることにより当該延長を行うことができるものをご理解ください。
119	本牧市民プール再整備事業入札説明書	7	14	3 (10) 本事業の事業方式	現在の本牧市民プール解体工事の完了日の翌月から本施設の引渡日までの間、本市から事業用地の無償貸付を受けるものとするがありますが、解体完了日の翌日から本施設着工までの間、近隣説明、家屋調査、ボーリング調査、電力会社等の協議などを行えるものとして考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者は、本施設等の施設整備業務の実施にあたり、PFI事業者が事業用地を占有していなければ実施できない事項については、現在の本牧市民プール解体工事の完了日の翌日以降から実施できるものをご理解ください。
120	本牧市民プール再整備事業入札説明書	10	14	3 (12) イ 備品等設置の実施の対価に相当する収入	備品等の調達及び設置の費用を引渡を受けた後事業期間にわたり分割してPFI事業者を支払うものがありますが、備品の耐用年数等が事業期間より短い場合、更新が必要となりますが、その費用に対しては管理運営費にて計上する解釈でよろしいでしょうか。	備品等設置の実施の対価に相当する収入は、要求水準書_第3_3_(2)_エ (69頁) に示す備品等設置業務の実施による対価であり、本施設の引渡日以降における備品等の更新は、要求水準書_第3_3_(3)_ウ (73頁) における備品等保守管理業務として実施するものであることから、その実施に要する費用については本施設の施設管理業務等の実施に要する管理運営費用に含まれるものをご理解ください。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
121	本牧市民プール再整備事業入札説明書	26	16	13 (2) 契約保証金	契約保証金に関して履行された場合は事業終了後、返却されるとの考えで宜しいでしょうか。	契約保証金については、本施設等が本市に引渡された後に、PFI事業者に戻します。
122	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	7	4	第2 (6) ウ (オ)	本事業において整備する箇所（又は整備した箇所）の一部が土砂災害特別警戒区域に指定された場合、本事業にて整備した箇所について土砂災害特別警戒区域の指定範囲外の外構部分と同等の保守管理業務を行う解釈でよろしいでしょうか。	本事業における事業用地の範囲から土砂災害特別警戒区域の指定が予定される範囲（事業用地北面に隣接する崖地に沿って100㎡程度の用地の範囲）を除いた範囲（再整備用地）内に、本施設、提供公園及び民間収益施設を整備するものをご理解ください。 このため、本施設の敷地の範囲内の外構部分の保守管理と、当該範囲と重ならない土砂災害特別警戒区域の指定が予定される範囲の保守管理（雑草等を繁茂させない程度の対応を想定）をそれぞれ行うものをご理解ください。
123	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	7	4	第2 (6) ウ (オ)	本事業において整備する（又は整備した）外構部分の外構保守管理業務のほか土砂災害特別警戒区域の指定されたことによる追加業務などを想定されていますでしょうか。仮に追加業務が発生するとなればどのような業務を想定されていますか。	土砂災害特別警戒区域が指定されたことにより、当該指定範囲の保守管理に追加業務が生じることは想定していません。 当該指定範囲の保守管理の対応についてはNo. 122の回答を参照してください。
124	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	7	4	第2 (6) ウ (オ)	土砂災害特別警戒区域に指定された範囲において、土砂災害等に起因する施設の損壊、施設運営に影響があった場合は、PFI事業契約書第38条（別紙6）に定める不可抗力による費用分担が、適用される解釈でよろしいでしょうか。	土砂災害特別警戒区域に指定された範囲において生じた土砂災害に起因して生じた本事業の実施に関する損失、損害等については、PFI事業契約書（案）_第38条に定める不可抗力に該当するものをご理解ください。
125	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	17	16	第2_2_(1)_敷地条件	入札説明書に関する質問（第1回）への回答（その2）の番号60にて、敷地の考え方について一度ご回答頂きましたが、改めて建築基準法上の敷地を分割する必要があるか確認させていただけないでしょうか。 建築基準法上の敷地を分割する必要がある場合、民間収益施設とプールやその他運動施設管理を運動施設一体としてとらえ、用途不可分と考えて1敷地で整備するという理解で宜しいでしょうか。	本事業の再整備用地に関して、建築基準法上の一敷地とするか否かについては計画提案によるものとなりますので、必要に応じて指定確認検査機関等に確認してください。 また、計画提案の検討にあたり、敷地利用に関する事項については要求水準書_第3_2_(2)（36頁から37頁）に示すとおりです。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
126	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	22	23	3 (1) イ (イ)	週末や休日等の集客を図りやすい 時期及び時間帯を中心に営業する ようがありますが、公共の交通機 関（バス）等の本数を増加するこ とは可能でしょうか。	「本牧市民公園前」の停留所を 利用する横浜市営バスの増便につ いては、横浜市交通局と協議する こととなります。
127	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	22	31	第2_3_ (1) _イ_ (イ) _d	「プールサイドに」とありますが、 本施設内であれば（例えば駐車 場を利用するなど）、プールサ イド以外で営業することを想定し ても宜しいでしょうか。	本施設における夏期以外のス ポーツ・レクリエーション利用に ついては、駐車場利用者による利 用の妨げにならなければ、駐車 場を利用して実施することでも差 支えありません。要求水準書_第 2_3_(1)_イ_(イ) (22頁) の a から d に掲げる事項は利活用例を参考 として示しているものをご理解く ださい。
128	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	22	31	第2_3_ (1) _イ_ (イ) _d	「3×3」や「スケートボード」は 例であり、その他の別のスポー ツ・レクリエーション利用を代替 案として提案しても良いという認 識で宜しいでしょうか。	要求水準書_第2_3_(1)_イ_(イ) (22頁) の a から d に掲げている のは利活用例を参考として示して おり、具体的な利活用の内容につ いては計画提案によるものをご理 解ください。
129	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	31	11	3 第 3 1 (5) イ (イ)	PFI事業者の株主名簿の写しとは変 更がない場合、基本協定書別紙3の 『設立時の出資者一覧』と読み替 えて宜しいでしょうか。	要求水準書_第3_1_(5)_イ_(イ) (31頁) に示す、P F I 事業者の 株主名簿の写しを本市に提出す ることを、基本協定書別紙3の提出 をもって代えることはできません。 ただし、株主名簿の写しを基 本協定書別紙3の書式により作成 して提出することは差し支えあり ません。
130	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	37	9	2 (2) (キ)	太陽光や風力などの自然エネル ギーの活用が図りやすいように本 施設の敷地、提供公園の敷地及び 付帯事業用地のそれぞれの形状お よび配置とすることとありますが、 太陽光や風力などの自然エネル ギーを活用の有無についてはP F I 事業者の提案によるとの解釈 でよろしいでしょうか。	本施設、提供公園、民間収益施 設における太陽光や風力などの自 然エネルギーの具体的な活用方法 は計画提案によるものとします。 ただし、本施設、提供公園、民 間収益施設における屋内外の環境 の向上や維持管理の容易さの向上 を図るための採光や通風の工夫、 省エネルギー化やライフサイクル コストの低減に資する自然エネル ギー活用や省エネルギー等の環境 負荷低減に関する工夫の有無は落 札者決定基準別紙1の計画提案に 関する評価項目別の評価の視点で あるものをご理解ください。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
131	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	41	9	2 (3) イ (ウ) i	避雷設備を設けることとありますが、基準法上は20mを超える建物が基本で、今回風致地区の為、建築物の高さが15mとの制限があるので必要ないと思われませんが、如何でしょうか。	避雷設備については、夏場の屋外プール利用者の安全対策として設けるものとご理解ください。
132	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	57	24	2 (3) エ (イ) f	避雷設備を設けることとありますが、基準法上は20mを超える建物が基本で、今回風致地区の為、建築物の高さが15mとの制限があるので必要ないと思われませんが、如何でしょうか。	No. 131の回答を参照してください。
133	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	60	10	2 (3) エ (エ) c (b)	現本牧市民プールの解体工事で最終桁及び取付管を整備するとの考えで宜しいでしょうか。又位置深さ等はこれから明示されるとの考えで宜しいでしょうか。	敷地内整備配置図を参照してください。
134	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	63	29	3 (2) ア (ア) b	調査業務として再整備用地の測量及び地質調査等を適宜実施することとありますが、現本牧市民プール解体工事完了後の翌日から掛かれるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書_第3_3_(2)_ア_(ア)_b (63頁) に示す調査業務については、現本牧市民プール解体工事の完了日の翌日から着手することができます。 また、本市は現本牧市民プール解体工事の完了日以前に調査業務を実施することについての協議に応じます。
135	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	66	2	3 (2) ア (イ) d (c)	実施設計の終了日の翌日から14日以内に成果物を本市に提出することとありますが、工事費内訳明細書及び積算調書に関しては14日以内に提出(算出)することが難しいと考えます。もう少し猶予をいただけないでしょうか。(3.5週間程度)	要求水準書_第3_3_(2)_ア_(イ)_d (65頁) に示す「実施設計の終了日」とは、(c)を含む(a)から(o)までの成果物を完成させた時点の意味するものをご理解ください。
136	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	66	30	3 (2) イ (ア) b	建設業務の実施にあたり、近隣対応及び電波受信障害調査等を必要に応じて実施するとともに、その対策を行うこととありますが、現本牧市民プール解体工事の完了日の翌日から実施することは可能でしょうか。	No. 119の回答を参照してください。
137	資料1 本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書	68	11	3 (2) イ (イ) e	建設業務の終了の翌日から14日以内に成果物を提出することとありますが、もう少し猶予をいただけないでしょうか。	要求水準書_第3_3_(2)_イ_(イ)_e (68頁) に示す「建設業務の終了日」とは、(a)から(h)までの成果物を完成させた時点の意味するものをご理解ください。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
138	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	82	23	3 (4) ア ウ a	利用時間、営業期間が明記されて いますが、PFI事業者側からの提案 で宜しいでしょうか。	夏期の屋外プール利用の営業に おける利用時間等については、要 求水準書_第3_3_(4)_ア_(ウ)_a (82頁)に示す利用時間等を参考 とした上で計画提案によるものと ご理解下さい。 ただし、これまでの本牧市民 プールよりもサービス水準の向上 を図る観点からは、これまでの本 牧市民プールが7月の第2土曜日 から9月の第1日曜日までを営業 期間として無休であったことか ら、この営業期間と同等以上とす ることを前提として提案してくだ さい。 なお、これまでの本牧市民プー ルの営業期間を超える営業期間に おいては、必ずしもを超える営業期 間内を無休とする必要はありません。
139	資料1 本牧市民 プール再整 備事業に関 する要求水 準書	98	2	5 (6)ア	「PFI事業者は、付帯事業者と 共に、次の(ア)に掲げる事項に 従い、付帯事業総合計画書をPFI 事業契約(仮契約)締結日の翌 日から14日以内に本市に提出す ること。」とありますが、この付 帯事業に関する報告事項の内容を 勘案するとPFI事業契約の締結 日から14日以内に貴市に報告す ることは現実的に極めて困難であ ると思慮します。(自主事業、利 便機能営業は本施設引渡日の18 0日前)例えば「市と協議の上合 意した開業予定日(もしくは付帯事 業施設着工予定日)の180日前」な どにしていだけないでしょう か。	提出書類の記載要領別紙1(計 画提案)の書類名が「付帯事業計 画書」に該当する部分(10/11 頁)の項目が「付帯事業総合計 画」、「民間収益施設整備計 画」、「民間収益施設管理運営計 画」のそれぞれに関する記載要領 には、要求水準書_第3_5_(6)_ア (ア)のaからgに掲げる事項を記 載することとしています。 このため、当該付帯事業計画書 をもとにした付帯事業総合計画書 をPFI事業契約(仮契約)締結 日の翌日から14日以内に提出す るものをご理解ください。
140	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	13	4	第2章 25条 (遅延利 息)1	遅延利息の率(昭和24年大蔵省告 示991号)に乗じてとありますが、 財務省告示で平成29年4月から2.7% となっていますがその利息で間違 いないでしょうか。	事業契約書(案)_第25条第1項 に定める遅延利息の率は、平成29 年3月3日財務省告示第53号に基 づき2.7%となります。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
141	資料3 本牧市民プール再整備事業に関する事業契約書(案)	18	29	第3章 41条 (事業用地に関する共通事項) 2	付帯業者に公有地貸付契約に定めるところに従い付帯事業用地の範囲の土地を使用させるものとする。とありますが、付帯事業施設的设计段階で、ボーリング調査等の事前調査が必要となる場合、公有地貸付契約前(付帯事業施設着工前)に付帯事業用地の調査に必要な一部分を一時貸付(短期の貸付)を無償又は有償にて、一時的な部分使用許可(占用許可)は可能でしょうか。	公有地貸付契約の締結前に付帯事業用地の調査に必要な部分を有償にて一時貸付することは可能です。 また、現本牧市民プール解体工事の完了日以前に調査業務を実施することについては協議に応じます。No.134の回答も参照してください。
142	資料3 本牧市民プール再整備事業に関する事業契約書(案)	20	31	第4章 第1節 第50条 (事業費内訳書等) 2	要求水準書 P.66では実施設計終了日の横実から14日以内に工事費内訳明細書及び積算調書を提出とありますが、50条の2では建築基準法第6条第1項に定める確認を受けた日から30日以内に施設整備費のうち本施設等工事費等の・・・内訳書を作成し本市に提出とあります。事業契約書(案)第50条が正しいと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書_第3_3_(2)_ア_(4)_d_(c)の工事費内訳書明細と、事業契約書(案)_第50条第2項に定める本施設等工事費等の適正な管理を行うための基準となる内訳書は同一のものではないとご理解ください。
143	資料3 本牧市民プール再整備事業に関する事業契約書(案)	21	20	第4章 第1節 第53条 (近隣対策) 1	近隣住民の生活環境等に与える影響を調査しとありますが、建設工事の場合家屋調査と読み替えて宜しいでしょうか。	事業契約書(案)_第53条第1項に定める、近隣住民の生活環境等に与える影響の調査を家屋調査に限定することはできません。近隣説明による近隣住民からの意見聴取等も近隣住民の生活環境等に与える影響の調査に該当するものとご理解ください。
144	資料3 本牧市民プール再整備事業に関する事業契約書(案)	22	1	第4章 第1節 第54条 (本施設等の引渡しの遅延又は変更に伴う措置) 2	遅延利息に関しては第25条の5%を採用するようになりますか。	事業契約書(案)_第54条第2項において「第25条第2項に定める遅延利息の率」は5%になります。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
145	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	33	23	第6章 第91 条(指定管 理料及びそ の他費用の 支払)2	引渡の翌日から実際に本施設等に 係る施設管理業務又は施設運營業 務が開始された日の前日までの期 間に相当する指定管理料及びその 他の費用は支払わない。とありま すが、あくまでも指定管理料で あって施設整備費の費用は支払わ れるとの認識で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第91条第2項 は、本施設の引渡し以降において PFI事業者がPFI事業契約に 定める施設管理業務又は施設運營業 務の実施に関する義務を履行し ない場合に関する規定であり、本 施設等が事業契約書(案)第70条 第1項の検査に合格しているの であれば、事業契約書(案)第90条 第1項の定めるところにより施設 整備費をPFI事業者に支払うも のご理解ください。ただし、P FI事業者の状況が事業契約書 (案)第119条第1項各号のい ずれかに該当する場合は、事業契約 書(案)第126条に定めるとおり となります。
146	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	34	35	第7章 95条 (自主事業 の会計)1	会計に関しては要求水準書 P.26 本事業における財務管理に関する 事項に準じて会計を分離すれば宜 しいでしょうか。	自主事業の会計については、ご 指摘のとおり要求水準書_第3_1_ (3)_カ(26頁)に示すとおり、各 会計を分離してください。
147	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	36	35	第8章 104 条(利便機 能営業の会 計)2	会計に関しては要求水準書 P.26 本事業における財務管理に関する 事項に準じて会計を分離すれば宜 しいでしょうか。	利便機能営業の会計について は、ご指摘のとおり要求水準書_第 3_1_(3)_カ(26頁)に示すと おり、各会計を分離してください。
148	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	38	5	第9章 第 110条(付 帯事業)2	「業績等」により付帯事業者の変 更を求めることができるとされて いますが、そこで協議の上とする ことはできないものでしょうか。	事業契約書(案)第110条第2 項の定めるところにより本市が付 帯事業者の変更を求める場合、基 本協定書(案)第17条に定める提 案企業の変更協議を行うものとご 理解ください。
149	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書(案)	38	31	第9章 第 114条(付 帯事業に関 する計画 書)1	「PFI事業者は、PFI事業契 約(仮契約)の締結日の翌日から 14日以内に、付帯事業総合計画 書を作成し、本市に提出し、本市 の確認を受けなければならない」 とありますが、要求水準書98ペー ジ(6)付帯事業に関する報告事 項の内容を勘案するとPFI事業 契約の締結日から14日以内に貴 市に報告することは現実的に極め て困難であると思慮します。(自 主事業、利便機能営業は本施設引 渡日の180日前)例えば「市と 協議の上合意した開業予定日(も しくは付帯事業施設着工予定日)の 180日前」などにしていただけ ないでしょうか。	No.139の回答を参照してくださ い。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
150	資料3 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業契 約書（案）	38	26	第9章 113 条（付帯事 業の会計） 1	会計に関しては要求水準書 P. 26 本事業における財務管理に関する 事項に準じて会計を分離すれば宜 しいでしょうか。	付帯事業の会計については、ご 指摘のとおり要求水準書_第3_1 _(3)_カ（26頁）に示すとおり、各 会計を分離してください。
151	資料4 本牧 市民プール 再整備事業 に関するモ ニタリング 基本計画	11	18	3 (2) イ (ウ)	減額ポイントの合計に応じた支払 額の減額割合の算定方法の表で1ポ イントにつき支払額の%が計算式 と違いますが、どちらでしょう か。（文章だと0.15%となっていま すが計算式だと0.15%になっていま す。）	文章に示す「1ポイントにつき 支払額の0.15%減額」する場合、 計算式に示す減額割合（計算式の 左辺）は、減額ポイント合計と 0.15（=15/100）の積（計算式の 右辺）により算定するものをご理 解ください。 例えば、減額ポイント合計が10 ポイントの場合における減額割合 は、10ポイントと0.15（=15/ 100）の積（計算式の右辺）により 算定した1.5%となります。このと き、減額割合は、10ポイントと 0.15%（=15/10000）の積により 算定した0.015%の減額割合にはな らないものをご理解ください。
152	資料5 本牧市民 プール再整 備事業に関 する事業費 等の算定及 び支払方法	9	9	7 公有地貸 付料の支払	公有地貸付料単価の参考概算額は 159円/m ² ・月とありますが、実施 に関する方針のP. 13 17行目では民 間収益施設が店舗である場合の公 有地貸付料単価は140円/m ² ・月で ありとあります。どちらが正で しょうか。又、店舗等に限っての 単価でしょうかご教授ください。	入札説明書の冒頭（1頁）に示 すとおり、本入札説明書と実施方 針等に相違がある場合は、本入札 説明書の規定内容が優先するもの とご理解ください。 また、公有地貸付料単価の参考 概算額（159円/m ² ・月）は、事業 費の算定及び支払方法別紙1に示 す条件に基づいて最有効使用を低 層店舗として算定したものです。
153	資料7 本牧市民 プール再整 備事業に関 する公有地 貸付契約書 （案）	2	5	第4条（貸 付期間）	事業用定期借地契約として、第5条 にある「更新」はできないが、第4 条にある 貸付期間の『変更』は 事前の申し出により可能であると いう理解でよろしいでしょうか。	公有地貸付契約書（案）_第5条 （2頁）の定めるところにより契 約を更新することはできないもの の、公有地貸付契約書（案）_第4 条（2頁）の定めるところにより 貸付期間の変更はできるものをご 理解ください。 ただし、公有地貸付契約を締結 した日から50年を超える貸付期間 とする変更は認められません。ま た、当該変更については改めて公 正証書により定めるものをご理解 ください。
154	資料7 本牧市民 プール再整 備事業に関 する公有地 貸付契約書 （案）	2	11	第5条（契 約更新等）	事業用定期借地契約として、第5条 にある「更新」はできないが、第4 条にある 貸付期間の『変更』は 事前の申し出により可能であると いう理解でよろしいでしょうか。	No. 153の回答を参照してくださ い。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
155	資料7 本牧市民 プール再 整備事 業に関 する公 有地 貸付 契約 書 (案)	3	2	第8条(担 保の提 供等)	担保価値の減少について述べられていますが、少々一方的な感じを受けます。協議としていただけないでしょうか。	公有地貸付契約書(案)第8条第2項(3頁)に基づき、甲が意図的に担保価値が減少したと認めることはなく、貸付料の改定により増額したような場合に担保価値が減少したと認めるものをご理解ください。 このため、公有地貸付契約書(案)第8条については原文のとおりとします。
156	資料7 本牧市民 プール再 整備事 業に関 する公 有地 貸付 契約 書 (案)	5	34	第16条(契 約の中 途解 約)2 (2)	途中解約時点が『事業契約の期間満了後』』というのはどのような意味でしょうか。	計画提案に基づき、付帯事業の事業期間を公有地貸付契約を締結した日から本事業の事業期間の終了日を越えて公有地貸付契約を締結した日から50年未満の期限内で付帯事業の事業期間の終了日を設定した場合に、事業契約の期間の終了日を越えて、公有地貸付契約の貸付期間内において公有地貸付契約を途中解約する場合をご理解ください。
157	資料7 本牧市民 プール再 整備事 業に関 する公 有地 貸付 契約 書 (案)	1			「経営管理総合計画」「財務管理計画」は、様式31表紙共通様式ではなく様式33計画提案共通様式でよろしいでしょうか。	提出書類の記載要領別紙1(計画提案)(1/11頁)の書類名「経営管理計画書」の項目が「経営管理総合計画」及び「財務管理計画」のそれぞれの様式は、ご指摘のとおり「様式33計画提案共通様式」であり、「様式31表紙共通様式」は誤りのため訂正します。
158	資料9 本 牧市民 プー ル再 整 備 事 業 に 関 す る 提 出 書 類 の 記 載 要 領	11	(4)	第2-(4) 書式等	文字の大きさは原則10.5ポイント以上と規定されていますが、金額の表記についてもこれに該当しますでしょうか。	計画提案等に記載された内容を判読しやすくするために各提出書類で使用する文字の大きさを原則10.5ポイント以上としているものをご理解ください。 このため、文章等ではなく、図表等に記載する金額等の表記については、必要に応じて10.5ポイント未満の文字の大きさとしてもよいこととしますが、判読しやすいように配慮してください。
159	資料9 本 牧市民 プー ル再 整 備 事 業 に 関 す る 提 出 書 類 の 記 載 要 領	11	(4)	第2-(4) 書式等	文字の大きさは原則10.5ポイント以上と規定されていますが、原則の適用を受けないのはどのような場合になりますでしょうか。	図面等に記載する文字の大きさについては、文字の大きさの原則の適用を受けないものをご理解ください。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書に関する質問（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答検討
160	資料9 本牧市民プール再整備事業に関する提出書類の記載要領	11	(4)	第2-(4)書式等	ページ数に制限がある場合はそれを遵守のこととされていますが、枚数指定が適宜とされている書式についての上限はございますでしょうか。	提出書類の記載要領別紙1（計画提案）の枚数欄に適宜とされている項目の枚数については枚数の上限はないものとご理解ください。
161	別紙1 本牧市民プール再整備事業に関する提出書類の記載要領（計画提案）	6			セルフモニタリング計画は様式33（A3）でなく、A4で提出してもよろしいでしょうか。	セルフモニタリング計画については、様式33計画提案共通様式により提出してください。
162	別紙1 本牧市民プール再整備事業に関する提出書類の記載要領（計画提案）	6			要求水準確認計画書の様式は様式33計画提案共通様式ではなく様式39と理解してよろしいでしょうか。	提出書類の記載要領別紙1（計画提案）（6/11頁）の書類名「経営管理計画書」の項目が「要求水準確認計画書」の様式は、ご指摘のとおり「様式39要求水準確認計画書」であり、「様式33計画提案共通様式」は誤りのため訂正します。
163	別紙1 本牧市民プール再整備事業に関する提出書類の記載要領（計画提案）	2~5			選定事業、自主事業、利便機能営業、付帯事業に区分されていない出資金、は収支計画が成立すればどの事業へ振り分けてもよろしいでしょうか。	PFI事業者となるSPCを設立し、PFI事業者自らが施設運営企業を兼ねて自主事業を実施する他、利便機能営業者及び付帯事業者も兼ねる場合においても、選定事業、自主事業、利便機能営業、付帯事業のそれぞれにおける資金需要や財務リスクに相応した自己資本を設定するなどの考え方を示した上で必要に応じて出資金を区分して各事業に振り分けてください。
164	別紙1 本牧市民プール再整備事業に関する提出書類の記載要領（計画提案）	2~5			選定事業、自主事業、利便機能営業、付帯事業はそれぞれ独立採算型の事業とされていますが、資金調達計画等でより効果が明確になる場合、これらを同ページ内に記載することは可能でしょうか。	サービス購入型及びジョイント・ベンチャー型の選定事業、独立採算型の自主事業、利便機能営業、付帯事業のそれぞれについて、資金調達計画、資金収支計画、損益等計画、収支算定根拠を示してください。 また、各事業間における資金の移動が把握しやすいように資金収支や損益等計画の項目を設定して示してください。例えば自主事業における本施設の利用料の支払と、選定事業における自主事業による施設利用料収入をそれぞれ個別に計上するなどして示してください。